

琴浦町における女性職員の活躍の推進に関する第2期特定事業主行動計画

令和2年4月1日

琴浦町長
琴浦町議会議長
琴浦町教育委員会
琴浦町農業委員会

琴浦町における女性職員の活躍の推進に関する第2期特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、琴浦町長、琴浦町議会議長、琴浦町教育委員会、琴浦町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課行政総務室を中心に、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり本計画における目標を設定する。

(1) 任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標

ア 将来の人材育成を目的とした研修への男女別の受講の状況

鳥取県人材開発センター主催研修会や有隣塾など、政策形成能力等将来の人材育成を目的とした研修に参加する係長級の受講割合が男女で同程度となるようにする。

(2) 特定事業主がその任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する目標

ア 時間外勤務時間の縮減について

令和7年度までに、月に5時間以上時間外勤務を行う職員の割合を、平成30年度の実績（13.3%）より3.3%以上引き下げ、10%以下にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期
3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 将来の人材育成を目的とした研修への男女別の受講の状況についての取り組み

ア 実施時期：令和2～7年度

イ 取組内容：研修開催告知、参加推進を管理職会等を通じて引き続き促すとともに、町主催研修においては早めの機会設定・周知により参加しやすい環境づくりを行う。

(2) 時間外勤務時間の縮減についての取り組み

ア 実施時期：令和2～7年度

イ 取組内容

(ア) 定時退庁日に設定している毎週水曜日に、職員に対して当日が定時退庁日である旨を庁内イントラ等による呼びかけの更なる強化、所属長による定時退庁の勧奨を実施。職員自身も原則時間外勤務をせず、定時退庁を行う。

(イ) 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、RPAなどの新技術を取り入れ、業務の効率化を図る。

(ウ) 安全衛生委員会を通じて、定期的に時間外勤務状況を把握する。必要があれば、所属長、職員本人に勧奨し、時間外勤務時間の削減に取り組む。